

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年 7月 30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 千葉県船橋市本町2-7-17		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 石井食品株式会社 代表取締役 石井 智康 Tel：047-435-0141			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	9台	台	台	15台
	冷蔵機器及び冷凍機器	13台	台	1台	13台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	20	キログラム	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	10	キログラム	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	毎月のフロン簡易点検の実施			
	廃棄時	回収証明書の受理と一覧記録での管理			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	設置年数が長いものから優先的に更新を実施している			
	廃棄時	弊社での廃棄処理なし			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	無し				
特記事項	無し				

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。